

表 彰 規 程

(総 則)

第 1 条 この規程は、社団法人京都府臨床検査技師会（以下会という）が行う表彰に関することを定める。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、次の各号とする。

- 1) 功労者表彰
- 2) 永年会員表彰
- 3) 学術奨励表彰
- 4) 会長表彰
- 5) 特別表彰

(表彰の基準)

第 3 条 表彰基準は、次の各号による。

- 1) 功労者表彰：原則として 15 年以上の会員で、理事、監事、研究班長等の経験があり、50 才以上である者。
- 2) 永年会員表彰：原則として 15 年以上の会員で、会に貢献し 55 才以上である者。
- 3) 学術奨励表彰：学術活動に貢献し、会誌に優秀な論文 3 編以上ある者。
- 4) 会長表彰：会の活動、発展に顕著な功績のあった個人および団体。
- 5) 特別表彰：第 2 条の第 1 号から第 4 号までの規定に該当しないもので、会長が必要と認めた場合。

(表彰の選考)

第 4 条 別に定める表彰選考委員会の審査を経て、理事会で決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、定期総会または必要な時に行う。

(補 則)

第 6 条 次に掲げる表彰は、各号の表彰基準に適合した会員より、表彰選考委員会の審査を経て理事会の承認を得るものとする。

- 1) 叙勲・褒賞及び大臣表彰
- 2) 知事及び府の外郭団体表彰
- 3) 市長及び市の外郭団体表彰
- 4) 社団法人日本臨床衛生検査技師会表彰
- 5) この条の第 1 号から第 4 号までに該当しない表彰

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得るものとする。

第 8 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(付 則)

第 9 条 この規程は、平成 7 年 7 月 24 日から施行する。